

令和2年4月13日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿

総務省自治行政局国際室長
外務省大臣官房人物交流室長
文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室長

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ帰国等を検討する
JETプログラム参加者への対応について（依頼）

平素より、JETプログラムの運用に御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

一般の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月3日、在日米国大使館から日本国内の米国民に対し、また、在日オーストラリア大使館から日本在住の英語教師等に対し、帰国を希望する場合の速やかな準備・対応を促す勧告が出されました（参考1、2）。

政府としては、日本の感染症防止策、国内の状況等について、諸外国に説明を行っているところですが、今後、このような勧告を契機として帰国を検討するJETプログラム参加者が増えることが予想されます。

貴団体におかれましては、これまでも今般の感染症の拡大がJETプログラムの実施に与える影響に適切にご対応いただいていると承知しますが、今後JETプログラム参加者から帰国の申出があった場合などにおいては、丁寧に相談対応等を行っていただきますようお願いいたします。あわせて、JETプログラム参加者に対しては、引き続き、地域や学校の実情に応じて、柔軟な対応を行うなどの適切な勤務への配慮、相談対応、感染症防止対策に関する情報提供を行って頂きますようお願いいたします（参考3、4）。

なお、都道府県・指定都市におかれましては管内市区町村担当部局に、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会に対して、本件の周知を図るようお願いいたします。

（参考）

1. 在日米国大使館からの勧告

（URL）<https://jp.usembassy.gov/health-alert-us-embassy-tokyo-april3-2020/>

2. 在日オーストラリア大使館からの勧告

（URL）<https://japan.embassy.gov.au/files/tkyo/Open%20letter%20to%20English%20teachers.pdf>

3. 「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学級における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について」（令和2年3月25日付け文部科学省事務連絡）
（別添1）

4. 「新型コロナウイルス感染症対策に係るJETプログラム参加者への配慮について」（令和2年4

月 1 日付け総務省・外務省・文部科学省事務連絡) (別添 2)

【問い合わせ先】

(総合調整・地方財政措置に関すること)

総務省自治行政局国際室 中村補佐、宇治郷事務官、吉田事務官

TEL : 03-5253-5527 E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 西出補佐

TEL : 03-5501-8000 内線 3771

(ALTの学校における業務に関すること)

文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室 荒川(優)係長 板橋係員

TEL : 03-6734-3480

事務連絡
令和 2 年 3 月 25 日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
情報教育・外国語教育課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（ALT）等の勤務への配慮について

3 月 20 日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、内閣総理大臣から、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を、できる限り早急にとりまとめるよう指示がありました。これを受けて、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添の通り、通知を発出しました（令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知。）

当該通知における「教職員」「職員」には、各地方公共団体等が任用する、JET プログラムをはじめとする、小・中・高等学校等における外国語指導助手等（以下、「ALT 等」という）も含まれます。ALT 等が、安心して業務を継続できるよう、下記の事項に留意の上、それぞれの条例や任用規程等に基づき、適切な対応を頂けますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校に対し、附属学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれては、設置する附属学校に対し、本事務連絡の趣旨についてご周知いただくようお願いいたします。

記

1. 令和 2 年 3 月 24 日付け文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において通知した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」で示したとおり、また、地方公務員については令和 2 年 3 月 5 日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について」において示されているとおり、任用する ALT 等の服務及び業務体制の確保に関して、以下の通り適切な対応をお願いします。

（1）公立学校の職員である ALT 等の服務について

職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には自宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきたいこと。

なお、職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進することや、職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

（2）業務体制の確保について

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、ALT 等の場合は授業準備の補助や児童生徒の家庭学習等の支援などが考えられ、各教育委員会等において、当該職員の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら適切に対応いただきたいこと。

2. 新型コロナウイルス感染症に関連して、外国人の ALT 等に対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷等が行われないよう対応をお願いします。

3. ALT等が当初の計画通りに授業に参加できない場合には、例えば、指導計画の一部の順番を入れ替えたり、ICT機器を介して交流を行ったりするなど、可能な範囲で柔軟な対応をお願いします。
4. 日本語以外の言語による新型コロナウイルス感染症に関する情報については、一般財団法人自治体国際化協会が設置するホームページにおいても随時掲載していくのでご活用ください。
- ・自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト」
<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

以上

<本件担当>

文部科学省初等中等教育局
外国語教育推進室 事業推進係
03-5253-4111 (内線 3480)
03-6734-3480 (直 通)

事務連絡

令和2年4月1日

各都道府県・指定都市国際交流主管部長 殿

各都道府県・指定都市教育委員会主管部長 殿

総務省自治行政局国際室長

外務省大臣官房人物交流室長

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る J E T プログラム参加者
への配慮について

平素より、J E T プログラムの運用に御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関する国内外の情勢に鑑み、文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に向け「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における外国語指導助手（A L T）等の勤務への配慮について」（令和2年3月25日付け事務連絡）（別添1）が発出されたところです。

貴団体におかれましては、こうした通知や下記の新型コロナウイルス感染症に係る多言語での情報を活用しつつ、全ての J E T プログラム参加者が安心して業務を継続できるよう、適切な勤務への配慮や相談対応を行うとともに、J E T プログラム参加者に対して感染防止対策に関する情報提供を行っていただきますようお願いいたします。

なお、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会において作成した、J E T プログラム関係者からの新型コロナウイルスに係る照会があった場合の応答要領（令和2年3月27日時点）（別添2）についても、御参考までにお知らせします。

各都道府県におかれましては、域内市区町村に、各都道府県教育委員会におかれましては、域内市区町村教育委員会に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

記

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

首相官邸：<https://japan.kantei.go.jp/>

※新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～

（5に感染症対策に関する多言語でのチラシが掲載）

：<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

文部科学省 : https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

自治体国際化協会

: <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>

NHK WORLD : <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/tags/82/>

【問い合わせ先】

(総合調整・地方財政措置に関すること)

総務省自治行政局国際室 中村補佐、宇治郷事務官、吉田事務官

TEL : 03-5253-5527

E-mail : kokusai@soumu.go.jp

(在外公館での募集・選考に関すること)

外務省大臣官房人物交流室 西出補佐

TEL : 03-5501-8000 内線 3771

(ALTの学校における業務に関すること)

文部科学省初等中等教育局外国語教育推進室 荒川(優)係長 板橋係員

TEL : 03-6734-3480